

**小樽市生活困窮者等自立支援事業
（就労準備支援事業）
受託法人募集要綱**

令和5年1月

小樽市福祉保険部福祉総合相談室

1 趣旨

小樽市では、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく生活困窮者就労準備支援事業を実施しております。

本事業は、生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者に対し、職場体験等を通じた訓練、生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練を提供するものであり、生活困窮者支援に熱意のある法人に本事業の運営を託すべく、公募型プロポーザル（企画提案）方式で受託法人を選定するものです。

2 応募資格

次の全ての条件を満たすものであること

- (1) 小樽市又は小樽市近郊に事務所を有すること。
- (2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人等の法人格を有すること。
- (3) 申請書類受付日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 申請書類受付日において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、道税、市税の滞納がないこと。
- (5) 申請書類受付日において、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

4 契約期間及び委託料等

- (1) 契約期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までを予定し、契約は単年度ごとに締結するものとします。
- (2) 委託料は、人件費相当分5,200千円、その他事務費及び事業費を含め計6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を予定しておりますが、受託者が申請の際に提出した提案書をもとに、市と受託者との間で協議の上、予算の範囲内で定めます。
- (3) 委託料の対象経費は、給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食料費）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料となります。

5 応募方法等

(1) 応募書類

「小樽市生活困窮者等自立支援事業（就労準備支援事業）受託法人応募書類記載要領」に示す各種応募書類について、正本1部、副本（正本のコピー）7部を提出してください。

(2) 提出方法

令和5年1月23日（月）から2月10日（金）までの期間中に小樽市福祉保険部福祉総合相談室に直接持参してください。なお、受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

- ① 持参については、代理人も可とします。
- ② 応募書類の訂正については、提出期間終了後は受け付けません。
- ③ 応募書類に不足があった場合は受理することができません。
- ④ 応募状況の問合せは、一切受け付けません。
- ⑤ 応募を辞退する場合は、応募辞任届（任意様式）を提出してください。
- ⑥ 提出された書類は返却しません。
- ⑦ 応募に関する費用は、応募した法人（以下「応募者」という。）の負担とします。
- ⑧ 応募書類等の著作権は、各応募者に帰属します。なお、事業の運営に関する公表をする場合及び本市が必要と認める場合には、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(3) 応募の抹消

応募者が、応募書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合はその応募を抹消し、また、事業の受託候補法人となっている場合にはその対象から除外します。

- ① 募集要綱に違反又は著しく逸脱した場合
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- ③ 小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく参加停止に該当した場合
- ④ 応募者又はその関係者が、本応募の採否に係る働き掛けを目的として、直接又は間接に小樽市職員等の本件関係者と接触を持った場合

6 受託候補法人の選定とスケジュール

- (1) 受託候補法人の選定については、「小樽市生活困窮者等自立支援事業（就労準備支援事業）運営事業受託法人選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、応募者の審査を行い、業務委託に適すると認められた法人を受託候補法人として選定します。

- (2) 選定は、書類審査及びヒアリング審査の結果に基づき選定します。

① 書類審査

応募書類により、資格要件審査と提案審査を行います。

ア) 資格要件審査

資格要件審査については、提出された応募書類により、資格要件審査項目（「2 応募資格」に掲げる各項目）の審査をします。1項目でも要件を満たしていない場合は、提案審査の対象としません。

イ) 提案審査

提案審査評価項目（別表）について、提出された応募書類により審査を行います。

② ヒアリング審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、受託候補法人として妥当な法人を総合的に判断します。

（別表）

提案審査評価項目

評価項目	
事業の実績と計画	
	法人の概要と業務実績
	人員配置計画
	収支予算計画
総合的な取組	
	事業に対する基本的な考え方について
	受託を希望する理由について
	市との連携について
	自立相談支援機関との連携について
運営体制	
	法人としての配置職員のフォロー体制について
	個人情報保護の取組について
	職員の資質向上の取組について
事業の実施方法	
	就労準備支援員の業務について
	就労準備支援事業の実施内容
	関係機関とのネットワークづくりについて
	地域資源の効果的な活用や開発について

（３）本市又は選定委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

（４）選定のスケジュール

時期	内容
令和５年１月２０日（金）	小樽市生活困窮者等自立支援事業（就労準備支援事業）受託法人募集要綱公表（小樽市ホームページに掲載）
令和５年１月２３日（月）～１月２７日（金）	質問受付
令和５年１月２３日（月）～２月１０日（金）	応募書類受付
令和５年２月１３日（月）～２月１７日（金）	書類審査
令和５年２月下旬	プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和５年３月上旬	結果の通知・公表
令和５年３月中旬	令和５年度予算成立（見込み）

(5) 選定結果の通知等

- ① 選定の結果については、全応募法人に文書で通知するとともに、小樽市ホームページに掲載します。選定結果の通知は、令和5年3月上旬を予定しています。
- ② 選定後、本市は受託候補法人と協議し、令和5年度予算が市議会で議決された後、所定の手続を経て委託契約を締結します。なお、選定後の受託の辞退は原則として認めません。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。
- ③ 予算が成立しなかった場合においては、業務委託契約を締結しない場合があります。

7 留意事項

- (1) 本市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- (2) 募集要綱に定めのない事項については、本市の指示によるものとします。また、募集要綱は現在想定される制度内容をもとに作成したものであり、今後の国の動向により変更があり得ます。また、公募結果の効力は本市の令和5年度予算成立に伴い生じます。

【問合せ先】

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市福祉保険部福祉総合相談室

担当：大口、海老名

電話：0134-32-4111（内線576、577）

FAX：0134-33-1128

E-Mail: jiritu-sien@city.otaru.lg.jp